

# 令和5年小美玉市議会 総務常任委員会会議録

令和5年3月15日（水）

午前10時～

小美玉市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

総務常任委員会

令和5年3月15日（水）

午前10時～

本庁3階 議会委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 執行部あいさつ

4 議 事

- (1) 議案第1号 小美玉市新まちづくり構想等策定委員会設置条例の制定について
- (2) 議案第2号 小美玉市個人情報保護法施行条例の制定について
- (3) 議案第3号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (4) 議案第4号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第5号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- (6) 議案第7号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- (7) 議案第12号 令和4年度小美玉市一般会計補正予算（第11号）
- (8) 議案第17号 令和4年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第3号）
- (9) 議案第30号 公の施設の広域利用に関する協議について

5 その他

- (1) 議会報告会について
- (2) 行政視察研修について

6 閉 会

### 出席委員（5名）

2番	真家 功 君	3番	戸田 見良 君
4番	香取 憲一 君（副委員長）	10番	石井 旭 君
13番	岩本 好夫 君	19番	荒川 一秀 君（議長）

欠席委員（1名） 9番 植木 弘子 君（委員長）



### 付託案件説明のため出席した者

市 長	島田 幸三 君	副 市 長	岡野 英孝 君
市長公室長	倉田 増夫 君	企画財政部長	中村 均 君
総務部長	金谷 和一 君	市民生活部長	織田 俊彦 君
議会事務局長	戸塚 康志 君	会計管理者	倉田 賢吾 君
秘書政策課長	植田 賢一 君	市民協働課長	安彦 晴美 君
企画調整課長	長島 正昭 君	財 政 課 長	山口 恵一 君
総務課長	高野 雄司 君	人 事 課 長	大野 和成 君
行政経営課長	阿久津 清隆 君	収 納 課 長	中村 理佳 君
税 務 課 長	島田 視一 君	市 民 課 長	高橋 宏 君
環 境 課 長	朝比奈 公俊 君	小川総合支所長	長沼 光子 君
玉里総合支所長	酒井 美智子 君	議会事務局次長	林 美佐 君
会 計 課 長	箕輪 淳子 君	監査委員事務局長	菅谷 清美 君

### 議会事務局職員出席者

書 記 菅澤 富美江

午前10時00分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（香取憲一君） 皆様、改めましておはようございます。

定刻ちょっと前ではございますが、全員そろいましたので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

なお、委員長が不在となりますので、私、副委員長の香取のほうで今日は職務を代行させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開会に当たり、一言ご挨拶をさせていただきます。

昨日、一昨日と令和5年度の新予算の予算委員会のほうも無事に終了しまして、引き続き本日の総務常任委員会となっております。

島田新市長になりまして、もろもろ新しい予算の面もいろいろかいま見の中で、慎重な我々も審議をさせていただいております。

その中で、我々もかいま見まして、間隙を縫って、特に我々1期生は初めてであります、3年ぶりで小学校、中学校のまずは卒業式のほうに参加をさせていただきました。非常に感動的な場でありまして、久々にその式の出させていただいて、児童・生徒さんたちの明るい未来に向けての笑顔が非常に印象的で、我々もこの子どもさんたちの未来に向けて、さらに心新たにいい仕事をしていこうというふうになんか改めてやってみようと思いました。

その中での今日委員会の開催となりますので、執行部の皆様共々、ひとつ力を合わせてやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます、開会の冒頭の挨拶とさせていただきます。

続きまして、執行部挨拶、島田市長、よろしくお祈りします。

○市長（島田幸三君） 改めまして、おはようございます。

ただいま副委員長からもお話がありましたとおり、昨日と一昨日、予算特別委員会で慎重なるご審議、ありがとうございました。そして、今日は総務常任委員会ということで、これもまた皆様から様々なご指摘、ご意見をいただきながら進めていただくことをよろしくお願い申し上げます、簡単ですが一言ご挨拶に代えさせていただきます。

○副委員長（香取憲一君） ありがとうございます。

議事に入る前に、本日は福島議員、山崎議員の2名が傍聴をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議題は、3月10日付託された議案審査付託表のとおりでございます。

関係資料につきましては、スマートディスカッションに保存されておりますので、ご準備のほどよろしくお願ひ申し上げます。準備のほうはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） はい。

当委員会の議事の進め方でございますが、質疑の方法は一問一答方式とし、1人の方が全て終了するまで質疑を続けることとします。簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますようよろしくお願ひ申し上げます。また、執行部の皆様におかれましても、明確な答弁をお願ひ申し上げます。

なお、執行部が即時に答弁し難い質疑があった場合には、当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願ひいたします。

一時保留した答弁は、執行部において整い次第、再開することいたします。各位におかれましてはよろしくご協力のほどをお願ひ申し上げます。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わったら必ず電源をお切りいただきますようお願い申し上げます。

それでは付託案件の審査に入ります。

まず、議案第1号 小美玉市新まちづくり構想等策定委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

植田秘書政策課長。

○秘書政策課長（植田賢一君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第1号 小美玉市新まちづくり構想等策定委員会設置条例の制定についてご説明をいたします。

提案理由としては、小美玉市新まちづくり構想等の策定に伴い、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関である委員会の設置に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものであります。

条例案の1ページをご覧ください。

条例の内容につきましては、抜粋をしてご説明をさせていただきます。

まず、第2条所掌事項でございますが、委員会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項として、(1)小美玉市新まちづくり構想の策定に関する事、(2)百里飛行場新交流拠点整備の基本計画に関する事、(3)百里飛行場周辺財産活用の基本計画に関する事などについて調査・審議し、その結果を市長に答申するものとしております。

次の第3条組織でございますが、委員会は委員30人以内で組織し、委員につきましては(1)から(5)に掲げる者のうちから市長が委嘱するとしております。

2ページをご覧ください。

第6条分科会でございますが、委員会に、次の表の左欄に掲げるとおり小川地区、美野里地区、玉里地区の分科会を置き、同表の右欄に掲げるとおり、小美玉市新まちづくり構想のうち各地区に関する事などを所掌事項としております。

新まちづくり構想につきましては、計画範囲が市内全域となることから、より詳細な意見反映が図られるよう、区域ごとに分科会を設け、ご審議をいただきたいと考えております。

3ページをご覧ください。

附則のほうの2でございますが、本条例の制定に合わせ、小美玉市まちづくり構想推進委員会設置条例は廃止するとしております。

4ページをご覧ください。

附則の3は、委員の報酬でございます。下の表のとおり、委員は日額5,000円を基本としますが、ただし書としまして、大学教授等の高度な専門知識及び経験を有する者については1万5,000円としております。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○副委員長（香取憲一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

戸田委員。

○1番（戸田見良君） おはようございます。どうぞよろしくお願ひします。

新まちづくり構想の策定委員会の条例ということで、第3条の委員は30人以内ということで組織されるということなんです、特に関係地区、それから関係団体が推薦する者とありますけれども、こここのところの詳しい内容をもう少しお聞かせいただけるとありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○副委員長（香取憲一君） 植田秘書政策課長。

○秘書政策課長（植田賢一君） 第3条におけます委員のほうにつきまして、まず、関係地区が推薦する者というところですが、関係地区につきましては、区長会、それから学区のコミュニティの方々などからご推薦をいただきたいと考えております。

また、関係団体が推薦する者でございますが、こちらにつきましては、公民館の運営審議会ですとか図書館の協議会、その他各種の運営協議会の方、それから学区のPTAとか、そういった方々からご推薦ということも想定しているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 戸田委員。

○1番（戸田見良君） ありがとうございます。

この中には女性の割合というか、そういうのも何名か考えているようなことはありますか。

○副委員長（香取憲一君） 植田秘書政策課長。

○秘書政策課長（植田賢一君） 審議会につきましては、共同参画ということで、女性の割合というのを意識はしたいと考えているところではございますが、まずは関係団体、そういったところの方、どういった団体に入っていただくか、この辺をまず注視しまして、その上で、30名というような大きな規模にはなりますが、なるべくその中にも女性の方にももちろん入っていただきたいということで考えているところではございます。

以上です。

○副委員長（香取憲一君） 戸田委員。

○1番（戸田見良君） ありがとうございます。

女性の活躍する時代でもありますので、女性の割合もできるだけ多く参加できるようにお願いしたいことと、あと、世代間の、世代別のそういうメンバーもぜひとも考慮して選んでいただけるとありがたく思います。

特に、昨日も鈴木俊一議員が言っておりましたけれども、10代とか20代の中からも出せるようなこともあると、またさらに活発な意見が出てくるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○副委員長（香取憲一君） ほかにございませんか。

石井委員。

○8番（石井 旭君） お願いします。

この分科会、小川、美野里、玉里ということで分けてやるということではございますが、当

然この30名に例えばなった場合に、全体で話し合いをしてから分かれてやるのか、また、初めから分科会ごとでやるのか、分科会ごとにやってから全体でやるのか、そういう方向性は決まっているんですかね。

○副委員長（香取憲一君） 植田秘書政策課長。

○秘書政策課長（植田賢一君） 委員会の中に分科会方式というのは、本市でも初めての取組かと思っているところでございます。

もちろん、皆様での全体共有を図るためには、まずは全体会議を開いた上で、その後に各協議について分科会に一旦分かれていただきまして、その中での意見集約等を図り、その結果をしんしゃくいたしまして、改めて全体の会議の中で合意形成を図ればというふうに考えているところでございます。

○副委員長（香取憲一君） 石井委員。

○8番（石井 旭君） 分かりました。ありがとうございます。

そして、ちょっと戸田委員さんとダブるんですが、このまちづくりができたりいろんなものが計画されてからパブリックコメントということでもありますよね。

そうじゃなくて、やはり、例えば新まちづくりでありますから若い人、子どもたちから、学校関係からも、こういうものをうちのほうで、例えば小川ではこういうものが欲しいとか要望があると思うんですよね。そういったものを拾ってこの委員会に、できる、できないは別ですけれども、初めからそういう要望というか、地区でこういうものが欲しいなというようなことがあると思うんですよ。そういうものを拾って、それを全体の委員会に投げて、その中から絞ってもらおうと幅広く意見が取れると思うんで、ぜひ前もってそういうことをお願いしたいと思うんですが、考えを伺います。

○副委員長（香取憲一君） 植田秘書政策課長。

○秘書政策課長（植田賢一君） 現在、新まちづくり構想につきましては、今年度9月の補正におきまして都市整備課のほうで予算を計上いたしまして、防衛の補助活用をし、構想の策定自体を進めているところでございます。

そういった中で、議会での質問、答弁のやり取りの中でも、今までのそちら拡張から、そこも含めた全体的な構想を練っているところでございます。そういったものを、ある程度たたき台として今準備しているところでございますので、この辺を踏まえつつ、石井委員のおっしゃる、皆様からの意見、要望、そういったものはどのような形で拾うのが適切かというのも考えつつ、委員会のほうに臨んでいければと考えているところでございます。



○副委員長（香取憲一君） 石井委員。

○8番（石井 旭君） ありがとうございます。

ぜひ、たたき台等がやはりなくては進まないと思います。そういうものを踏まえて、例えば空港だったらこういうものということで、外之内地区だけじゃないと思うんですけどもね。いろんなところから前もって要望、意見をいただいて、何か新まちづくりになりましたが知らないうちにこういうものができた、例えば公園だったけれども、こういうのじゃなくて違うのがよかったとか、当然何を造ってもあると思いますが、決まってからじゃなくて、ぜひ学生さん、高校生もいますし、いろんなところに投げて意見をいただいてもらえるようにひとつ要望します。よろしくお願いします。

以上です。

○副委員長（香取憲一君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ないようですので、討論を終結いたします。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号 小美玉市新まちづくり構想等策定委員会設置条例の制定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第2号 小美玉市個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

高野総務課長。

○総務課長（高野雄司君） 私から、議案第2号 小美玉市個人情報保護法施行条例の制定についてご説明いたします。

まず、提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものでございます。

概要でございますが、現在、自治体がそれぞれ条例を定めておりますが、国や自治体間でばらつきのある規律規定を一元化することによりまして的確な運用を図ることを目的とし、その所管を国の機関であります個人情報保護委員会に一元化するものでございます。

法の主な規定内容といたしましては、個人情報漏えい等防止のための安全管理措置規定、それから行政機関が保有する情報の開示請求権に関する規定、要配慮個人情報等の一元化の規定等が挙げられております。

よって、地方公共団体にも法律が一律に適用されることに伴いまして、現行の個人情報保護条例を廃止し、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定する小美玉市個人情報保護法施行条例を新たに制定するものでございます。

それでは、条例の主な内容をご説明させていただきます。

次の1ページでございますけれども、まず第2条、こちらの実施機関の規定でございますけれども、現在の条例の中では実施機関に議会が含まれておりますけれども、法改正によりまして議会については法適用外となりましたため、議会独自の条例の制定が必要となると思っております。

次に、第4条、個人情報ファイルに係る情報の作成及び公表の規定でございますけれども、こちらにつきましては、各課が取り扱う事務ごとに個人情報ファイル簿等を作成し、公表しなければならないという義務づけを規定してございます。

また、次の2ページでございますけれども、こちらに6条ということで、各課で取り扱う事務ごとに事務の名称、目的、範囲、記録項目などの事項を公表する義務規定、こちらも同じように公表の義務規定を定めてございます。

次に、下段でございます。

第7条、こちらが開示請求に係る手数料の規定でございます。保護法の中では、開示請求を行う場合、条例で定めるところにより手数料を納めなければならないとされております。

現在の現行条例につきましては、手数料につきましては無料でありまして、開示の際に文書等の写しの交付を受ける場合につきましては、その市の作成に要する費用ということで、こちらはコピー代でございますけれども、こちらのほうを徴収する規定を設けてございまし

て、今回の施行条例においてもこれと同様に規定するものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

第9条から第12条につきましては、個人情報保護審査会の規定でございます。

保護法のほうでは、個人情報の適正な取扱いを確保するために、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより審査会へ諮問することができるかと規定されております。

こちらにつきましても、現行条例において、審査会に対しまして審査請求に関する諮問以外にも個人情報保護制度に関する重要事項について調査・審議することとしているため、施行条例においても諮問等について規定しているところでございます。

最後に、4ページの下段でございます。

附則でございますけれども、こちら、第1条から規定しておりまして、第1条では施行期日を令和5年4月1日からの施行、第2条で現行の個人情報保護条例、こちらの条例の廃止規定、第3条以降につきましては、現行条例において行った手続等については新条例に引き継ぐなどの経過措置を設けてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○副委員長（香取憲一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

戸田委員。

○1番（戸田見良君） また再びよろしく申し上げます。

個人情報の改正ということでありましてけれども、具体的に例えばどんなケースがありそうかとか、もしあればちょっと教えていただきたいんですが。今回変わることでいろいろなケースが出てくると思うんですけども、もう少し何か市民目線で、どんなことが具体的には、伝えるときにこういうことを個人情報で開示しなくちゃいけないときはこんなことなんだよとか、何かその変わった部分をちょっと、中学生でも分かるようにちょっと教えていただければありがたいなと思います。

○副委員長（香取憲一君） 高野総務課長。

○総務課長（高野雄司君） 戸田委員さんのご質問にお答えします。

基本的には、現行で規定しております個人情報保護条例、こちらの内容とはほぼ変わりはないかとございますけれども、全て保護法のほうで規律規定のほうをうたったことによって、この

施行条例についてはそれ以外のことについての規定を規定したものでございますけれども、実際には、まず安全管理措置ということで、まず各課のほうで個人情報を取り扱います。特に各課で、安全管理規定の中では、まず1,000人以上の個人情報を取り扱うところがある。例を申しますと、総務課でいいますと選挙人名簿なんかはもちろん1,000人以上となってきますけれども、それとか、医療保険課でいいますと保険に関するレセプト関係とか、そういった形になりますと1,000人以上必ず個人情報は持つと。

そういった場合には、必ず誰がどう使ったかというファイル簿の作成をして、目的、名称、範囲、どういったことに使うかとかという、そういうのを全て管理して、すぐそれが、住民の方誰でもこういった情報を持って仕事をしているんだということを確認できるように公表しなくちゃならないという義務、これが強く今回の法改正の中でうたわれているところが一番のところかと思えます。

○副委員長（香取憲一君） 戸田委員。

○1番（戸田見良君） 個人情報を安全に取り扱うのにさらに規律を決めたので、そこに必要なものが出てきたりして、今、個人情報をどんなふうにするかとか、ちゃんとこんなふうに正しく使っていますよというようなことを説明するための条例でもあるということですよ。

○副委員長（香取憲一君） 高野総務課長。

○総務課長（高野雄司君） はい。戸田委員さんのおっしゃるとおりでございます。

○副委員長（香取憲一君） 戸田委員。

○1番（戸田見良君） ありがとうございます。

○副委員長（香取憲一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号 小美玉市個人情報保護法施行条例の制定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第3号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

大野人事課長。

○人事課長（大野和成君） それでは、議案第3号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明させていただきたいと思っております。

行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての概要でございますが、令和5年度の行政組織機構改革に伴い、関係条例について整理をするため制定するものになります。

内容につきましては、関係条例3条例を機構改編に合わせ、組織の名称変更や文言等の整理を行ったものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○副委員長（香取憲一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第4号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長島企画調整課長。

○企画調整課長（長島正昭君） それでは、議案第4号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

提案理由でございますが、行政評価の推進に向け、さらなる専門的見地からの意見や助言が重要であることから、高度な知識や経験を有する総合計画審議会会長の報酬を増額するため、この案を提出するものでございます。

最後のページ、新旧対照表をご覧ください。

表の右側、現行では、これまで会長を含む総合計画審議会委員の報酬として日額5,000円でしたが、表左側、改正案のとおり総合計画審議会会長の報酬を日額1万5,000円に改正いたしたくお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（香取憲一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

戸田委員。

○1番（戸田見良君） 再び、また申し訳ございません。

今度、会長さんの日額が変わるということではありますが、専門的、高度な知識ということで、どういう方を指すのか、確認のため一度すみません、教えていただければと思います。

○副委員長（香取憲一君） 長島企画調整課長。

○企画調整課長（長島正昭君） このたび第2次総合計画の後期基本計画が策定をされました。

その計画を基に来年度から行政評価ということで、総合計画審議会の中の専門委員会というところで行政評価を行っていただくということになります。

これまでの総合計画の策定から、今度行政評価ということで、各施策の評価を行っていた

だくというところで、より高度に専門的なところで評価をしていただきたいというところで、会長の職についてはこれまでの審議に加えて担う役割的なところで増加するというところで、日額の報酬を改正したいという考えの下、今回提出したものでございます。よろしくお願ひします。

〔「どういう人って」と呼ぶ声あり〕

○企画調整課長（長島正昭君） すみません、そうですね。具体的には、専門的な見地を持つ大学の教授であるとかそういったところを考えております。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 戸田委員。

○1番（戸田見良君） ありがとうございます。

万が一なんです、私やってみたくて自分から立候補してきて、自分は高度な技術を持っているとか経験があるとかという方がいた場合は、そういうのは何か評価する、中ではあるんでしょうか、その辺。

○副委員長（香取憲一君） 長島企画調整課長。

○企画調整課長（長島正昭君） 基本的には、やっぱり専門的な知識を有するというところで、大学の教授的なところで行っていただければなというふうに考えております。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 戸田委員。

○1番（戸田見良君） ちょっと知り合いの人でやってみたくてという人がいたものですから、ちょっとすみません、念のために、すみません。基本的には、もう本当に大学教授とかで研究を深めている方が基本ですよというような流れが多いということですね。はい、分かりました。

○副委員長（香取憲一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第5号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

阿久津行政経営課長。

○行政経営課長（阿久津清隆君） 議案第5号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案につきましては、行財政改革のさらなる推進に向けて、専門的見地からの意見や助言が重要であることから、高度な知識や経験を有する補助金等審議会委員及び行財政改革懇談会会長の報酬を増額するため、この案を提出するものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○副委員長（香取憲一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

石井委員。

○8番（石井 旭君） すみません、補助金のほうの審議会の委員ということで、ただし書になって、いろいろ資格がある方に対して1万5,000円になるということなんで、何名いるのかちょっと分からないんですが、会長だから1万5,000円じゃなくて、この中にこれに該当する人が3名でも5名でもこの金額になるということの理解でよろしいですか。

○副委員長（香取憲一君） 阿久津行政経営課長。

○行政経営課長（阿久津清隆君） 石井委員のおっしゃるとおりでございます。

〔「はい、分かりました」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕



○副委員長（香取憲一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第7号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（菅谷清美君） 議案第7号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、監査委員の報酬額を見直すことによって県内類似団体との均衡を図り、監査委員の充実強化に資するため、この案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、3枚目の新旧対照表で説明させていただきます。

表の右側、現行の識見を有する者から選任された委員、日額9,500円、議会議員のうちから選任された委員、日額8,500円をそれぞれ日額1万5,000円、日額1万1,700円に改めるものでございます。

監査委員の報酬額につきましては、その職務内容や社会的な責任の重さ、また、監査時の拘束時間の長さを考慮しまして改正をお願いするものでございます。

額の設定に当たりましては、県内の他市と比較をしまして、人口規模の近い市の平均相当額となるようにした次第でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（香取憲一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

石井委員。

○8番（石井 旭君） ただいま説明いただきまして、近隣と比較したということなのですが、それで平均を取ったみたいな説明なんですけど、同じような類似団体であって、例えばこれ、今1万5,000円と1万1,700円になっていますが、2万円だったりもっと差があるところも多分あるだろうかと思うんですが、その辺は、なぜ平均を取ったか理由、例えばですけれども3万円のところが5市あって、1万2,000円ぐらいのが10市町村あったから、そういった他の町村の数とかそういうものも考慮してこうした平均を取ったのか、単なる上と下の平均を取ったのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

○副委員長（香取憲一君） 菅谷監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（菅谷清美君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

監査委員の報酬につきましては、県内自治体で日額で支払いをしている自治体と、月額として支払いをしている自治体と2種類ございます。地方自治法では日額の支払いを原則としておりますので、まず、日額の支払いをしている8市につきまして平均……そうですね。日額で支払いをしている自治体につきましては、ほぼ1万5,000円前後が識見に関しましては平均で、議選に関しましても1万円以上というものが平均的な金額となっております。

月額で報酬を払っている自治体につきましては24市あるのですが、人口規模の大きい水戸市などは人口が20万を超えております。そういったところは月額13万円だったり、ちょっとそことはなかなか比較ができないかなと思ったところです。

人口規模が近いところでも、月額8万円とかお支払いしている自治体もありましたので、ちょっと月額でお支払いしているところが月何日出席されているかという、なかなかそこまではちょっと調べることはできなかったんですが、日額で払っている小美玉市を昨年度、令和3年度年間で出席日数を出して1年間お支払いした金額と、月額、日額ともですが自治体さんと比較したところ、人口規模の近いところの平均が月額で5万4,000円から5万5,000円、これは識見です。議選の委員につきましては月額3万9,000円という数字が出てきたもので、その金額と人口規模、そこから出した金額で今回上げさせていただいております。

○副委員長（香取憲一君） 石井委員。

○8番（石井 旭君） ありがとうございます。分かりました。

ちょっと思ったのは、平均じゃなくて、やはりこの1万5,000円が適正なのか。私はもっと、2万円とか3万円払ってもそういう有識者になってもらったほうがいいと思うので、平均じゃなくて、予算があると思いますのでできれば、もう議会のほうは結構なんですけれども、識者についてはもう少し支払って、そういういい方が応募されるというか、指名されると思うんで、そういったことも考えて、もうちょっと考えてもらえればなと思いましたんで、要望とします。よろしくお願ひします。

○副委員長（香取憲一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第12号 令和4年度小美玉市一般会計補正予算（第11号）総務常任委員会所管を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

山口財政課長。

○財政課長（山口恵一君） それでは、議案第12号 令和4年度小美玉市一般会計補正予算（第11号）のうち総務常任委員会所管についてご説明申し上げます。

初めに、7ページをご覧ください。

第3表、繰越明許費補正。1、追加において、総務常任委員会所管分が1件ございます。

表の一番上の4款衛生費、2項清掃費の広域ごみ処理施設建設負担金につきましては、7,310万5,000円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、11ページをご覧ください。

総務常任委員会所管の歳入につきましては、財政課で一括してご説明いたします。また、歳出につきましては、順次、担当部局からご説明させていただきます。

それでは、一番上の表からとなります。

1款市税、1項市民税、1目個人市民税で4,400万円の補正増でございます。同じく2目法人市民税で7,100万円の補正増でございます。1款2項1目固定資産税で2億7,700万円の補正増でございます。1款3項軽自動車税、1目環境性能割で600万円の補正減、2目種別割で500万円の補正増でございます。1款4項1目市たばこ税で1,040万円の補正増でございます。

2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税で425万円の補正増でございます。

6款1項1目法人事業税交付金で1,900万円の補正増でございます。

8款1項1目ゴルフ場利用税交付金で500万円の補正増でございます。

12款1項1目地方交付税のうち、普通交付税で1億423万3,000円の補正増。臨時経済対策費の創設に基づき、普通交付税で追加交付があったため増額するものでございます。

続いて、12ページをご覧ください。

15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料のうち、総務常任委員会所管分として、市有地占用料で52万7,000円の補正減でございます。次の表に移りまして、15款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料で144万円の補正減。戸籍謄本、抄本、証明手数料ほか3件の補正によるものでございます。同じく3目衛生手数料で50万2,000円の補正減。家電リサイクル製品収集運搬手数料ほか3件の補正によるものでございます。

13ページをご覧ください。

上から2つ目の表となります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金のうち、総務常任委員会所管分として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で18万4,000円の補正増、個人番号カード交付事務費補助金で629万1,000円の補正増でございます。

続いて、飛びまして、16ページをお願いします。

2つ目の表からとなります。

17款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金で1,012万4,000円の補正減。市町村事務

処理特例交付金ほか6件の補正によるものでございます。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入で206万5,000円の補正減。内訳としまして、土地貸付料で78万7,000円の補正増、自動販売機設置場所貸付料のうち、総務常任委員会所管分の本庁舎及び小川総合支所分として93万6,000円の補正減でございます。同じく2目利子及び配当金で10万5,000円の補正減。減債基金積立金利子ほか2件の補正によるものでございます。18款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入で504万5,000円の補正増、2目物品売払収入で39万5,000円の補正増でございます。

19款1項寄附金、2目総務費寄附金で6,030万円の補正増。ふるさと応援に対する指定寄附金及び企業版ふるさと応援に対する指定寄附金の補正によるものでございます。同じく3目衛生費寄附金、環境保全に対する指定寄附金で、240万5,000円の補正増でございます。

17ページをご覧ください。

20款繰入金、2項1目基金繰入金のうち、総務常任委員会所管分として財政調整基金繰入金、こちらは歳入歳出間調整のため3億2,289万5,000円の補正減。公共施設整備基金繰入金、美野里中学校体育館改修工事の財源とするため4,000万円の補正増、幡谷浩史環境福祉整備基金繰入金、こちらは対象事業費の補正計上に伴い49万1,000円の補正減、ふるさと応援基金繰入金、こちらも対象事業費の補正計上に伴い9万4,000円の補正減、公用バス整備基金繰入金、こちらも対象事業費の補正計上に伴い53万1,000円の補正減、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金で、こちらも対象事業費の補正計上に伴い30万円の補正減でございます。

次に、22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金で200万円の補正減でございます。

次は一番下の表になりまして、22款諸収入、4項受託事業収入、1目衛生費受託事業収入で118万5,000円の補正減でございます。

18ページをご覧ください。

22款諸収入、5項雑入、1目滞納処分費で9万9,000円の補正増でございます。同じく5目雑入のうち総務常任委員会所管分としまして、県市町村振興協会交付金で184万8,000円の補正増、デジタル基盤改革支援補助金で113万9,000円の補正減、古紙売払収入で83万4,000円の補正増、旅券発行収入印紙等売払収入で905万円の補正減、コミュニティバス運賃で11万7,000円の補正増、建物災害共済金で3万1,000円の補正減、不用品売払収入で1万7,000円の補正増でございます。

23款1項市債、1目衛生債、広域ごみ処理施設建設事業債で5,550万円の補正減。こちらは負担金変更に伴い減額するものでございます。同じく2目農林水産業債、畑地帯総合整備事業債及び農村地域防災減災事業債で720万円の補正減。こちらは小岩戸、上小岩戸地区畑地帯総合整備事業及び玉里排水機場の負担金変更に伴い減額するものでございます。

19ページをご覧ください。

同じく7目教育債で4,620万円の補正増。内訳としまして、学校施設改修整備事業債で1,080万円の補正減。交付税措置対象外分を減額するものでございます。学校体育館改修整備事業債で5,390万円の補正増。こちらは令和4年度国補正の補助事業を活用した美野里中学校体育館長寿命化改修工事等実施に伴い増額するものでございます。教育施設石綿対策事業債で310万円の補正増。こちらは堅倉幼稚園解体工事に伴う石綿除去、アスベストの除去に対する増額でございます。

歳入につきましては以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） ここで暫時休憩といたします。

再開につきましては、11時10分に再開とさせていただきます。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○副委員長（香取憲一君） 少し早いですけれども、全員おそろいになりましたので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

執行部より、引き続き説明を求めます。

大野人事課長。

○人事課長（大野和成君） では、続きまして、歳出についてご説明いたします。

初めに、一般会計全体の職員給与費に関する補正につきまして、人事課より一括してご説明をさせていただきます。

74ページをご覧ください。

一般職の総括表の比較欄になりますが、報酬が1,075万6,000円の増、給料が482万6,000円の減、職員手当が2,799万3,000円の増、共済費が431万1,000円の増、合計としまして3,823万4,000円の補正増でございます。

職員数は全体で662名。内訳として、一般職は483人、会計年度任用職員が179人ござい

ます。

職員手当の詳細につきましては、下の表の内訳欄のとおりでございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

今回の職員給与費に関する補正の主な要因につきましては、会計年度任用職員の増と育児休業等による報酬・給料の減、各種手当の増減、退職手当特別負担金の増、市町村共済組合の共済費の増でございます。

以上が職員給与費の補正に関する説明でございます。

これより、各所管より歳出の説明をさせていただきますが、職員給与費に関する補正につきましては、説明を省略させていただきます。職員給与費以外の補正内容について、順次説明いたします。

○副委員長（香取憲一君） 林議会事務局次長。

○議会事務局次長（林 美佐君） 続きまして、各所管の歳出でございます。

20ページをお開き願います。

まず、議会事務局所管の歳出についてご説明させていただきます。

1款1項1目、議会費でございます。説明欄3、議会運営費につきましては、合計で300万円の減額補正をお願いするものでございます。減額の主な理由としては、コロナ禍により行政視察研修等が中止・縮小になったことから、8節の旅費、13節使用料及び賃借料、自動車借上料の不用額を減額するものでございます。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 高野総務課長。

○総務課長（高野雄司君） 続きまして、総務課所管についてご説明いたします。

21ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄の5、庶務事務費につきましては25万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。理由といたしましては、保守委託料などの事業確定による減額でございます。

次に、説明欄の6、文書法制管理事務費につきましては、25万3,000円の減額補正でございます。同じく委託料について、事務費の確定に伴う減額でございます。

以上です。

○副委員長（香取憲一君） 阿久津行政経営課長。

○行政経営課長（阿久津清隆君） 続きまして、行政経営課所管についてご説明いたします。

21ページをご覧ください。

1目、7の行政管理事務費でございます。こちらにつきましては、11万円の減額補正をお願いするものでございます。内訳といたしまして、補助金等審議会及び行財政改革懇談会の委員報酬において、不用額による補正減となります。

○副委員長（香取憲一君） 大野人事課長。

○人事課長（大野和成君） 引き続き、21ページをご覧ください。

説明欄の8、8目ですね。人事給与管理事務費でございますが、県職員派遣受入れに伴う負担金額の確定による差金等77万8,000円の補正減でございます。

続いて、同じく説明欄9の職員厚生費につきましては、職員の健康診断委託料の確定による契約差金59万3,000円の補正減でございます。

続いて、説明欄10の職員研修費につきましては、コロナウイルスによる研修会の一部中止に伴う負担金及び旅費の差金等26万2,000円の補正減をお願いするものでございます。

人事課所管の説明は以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 長島企画調整課長。

○企画調整課長（長島正昭君） 続きまして、企画調整課所管についてご説明をさせていただきます。

22ページをご覧ください。

2目文書広報費、説明欄1、広報活動経費につきましては、今後の執行見込みによりまして、シティプロモーション推進懇談会委員報酬において2万円の減額、需用費、広報おみたまの印刷製本費において90万円の減額、合わせて92万円の減額補正をお願いするものであります。

以上です。

○副委員長（香取憲一君） 山口財政課長。

○財政課長（山口恵一君） 続いて、財政課所管分についてご説明いたします。

同じページになります。

3目財政管理費、1財政管理事務費で206万8,000円の補正増。内訳としまして、印刷製本費で38万円の補正減。令和5年度の予算書印刷がなくなったことによります。国県補助等返納金244万8,000円の補正増。広域ごみ処理施設建設負担金に伴い交付された令和2年度震災復興特別交付税について、交付対象事業費の確定により過大交付分を返還するためのものでございます。



以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 箕輪会計課長。

○会計課長（箕輪淳子君） 続きまして、同じページをお願いします。

4目会計管理費についてご説明いたします。

10節需用費につきまして、23万5,000円の補正減をお願いするものです。内容は、消耗品費及び決算書作成による印刷製本費の実績による不用額でございます。

続きまして、11節役務費につきまして、13万6,000円の補正減をお願いするものです。内容は、納付書収納手数料の実績による不用額として補正減をお願いするものでございます。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 高野総務課長。

○総務課長（高野雄司君） 続きまして、同じく22ページ、下段でございます。

5目財産管理費、2の市庁舎維持管理経費につきましては1万1,000円の減額補正でございます。10節需用費の5光熱水費、電気料につきましては、令和4年第3回の定例会において増額補正をお願いしておりましたが、さらなる燃料費の調整単価、こちらのほうの高騰によりまして増額補正を再度お願いするものでございます。また、次の23ページにかけまして、各種業務の委託料等につきましては、事業費確定による減額補正でございます。

続きまして、3公用車維持管理経費につきましては474万3,000円の減額補正でございます。12節委託料の公用バス運行管理業務委託料につきましては、今年度につきましても新型コロナウイルス感染症の影響により利用が減少したため減額するものでございます。

続きまして、4契約検査事務費につきましては16万円の減額補正をお願いするものでございます。13節の使用料につきまして、こちらも事業確定による減額でございます。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 長島企画調整課長。

○企画調整課長（長島正昭君） 続きまして、企画調整課所管になります。

6目企画費、説明欄1、企画調整事務費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会議などがリモート開催となったため旅費1万4,000円の減額、負担金につきましては、協議会等の繰越金が多いことや協議会自体の解散によりまして負担金の減額請求など11万4,000円の減額、合わせて12万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

次の説明欄2、ふるさと寄附金事業につきましては、歳入のふるさと応援に対する指定寄附金の増額補正に伴い、お礼品代金としての事業推進協力者謝礼として1,800万円の増額、

通信運搬費で返礼品の郵送料及び荷造り運搬料として383万円の増額、ポータルサイトに対する手数料で1,012万4,000円の増額、昨年11月に開催されまして参加をいたしましたふるさと納税大感謝祭の経費として、実績によりまして旅費6万3,000円の減、需用費16万8,000円の減、使用料及び賃借料3万1,000円の減、ふるさと納税運営業務代行委託料については、執行見込みなどによりまして300万7,000円の減額となり、増減額合計で2,868万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、24ページをお願いいたします。

説明欄3、総合計画経費につきましては、審議会開催における委員報酬として、欠席などにより予算に余剰が生じたため3万5,000円の減額補正をお願いするものであります。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 阿久津行政経営課長。

○行政経営課長（阿久津清隆君） 続きまして、同ページ、行政経営課所管、7目電子計算費、説明欄1、情報化推進事業につきましては、1,198万円の減額補正をお願いするものでございます。主な減額理由といたしましては、複合機導入に伴うプリンタートナー購入費の不用額のほか、委託料及び借上料等の入札結果による不用額、さらには茨城県市町村共同システム整備運営協議会において 実施しております空中写真撮影及びデジタル補正に関する用具を県協議会が一括して入札した結果、103万6,000円の不用額が生じ、減額補正するものでございます。

説明は以上となります。

○副委員長（香取憲一君） 長沼小川総合支所長。

○小川総合支所長（長沼光子君） 続きまして、小川総合支所所管についてご説明いたします。25ページをご覧ください。

8目支所及び出張旅費、説明欄2、小川総合支所管理経費、13節使用料及び賃借料につきまして19万3,000円の減額補正をするものです。内容としまして、トイレ洗浄脱臭装置借上料の契約額が予算額を下回ったことにより減額するものでございます。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 酒井玉里総合支所長。

○玉里総合支所長（酒井美智子君） 続きまして、同じページ、説明欄3、玉里総合支所管理経費についてご説明させていただきます。

10節需用費のうち光熱水費につきまして、燃料費高騰の影響により25万7,000円の増額を

お願いするものでございます。

これ以外の消耗品費、燃料費と11節の通信運搬費は執行見込みによる減額、12節のトイレ環境点検保守委託料は契約額が予算額を下回ったことにより減額するものでございます。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 安彦市民協働課長。

○市民協働課長（安彦晴美君） 続きまして、市民協働課所管の補正予算についてご説明いたします。

10目コミュニティ活動促進費、説明欄の3、市民協働推進事業、18節負担金補助及び交付金、まちづくり組織活動補助金57万8,000円の減額につきましては、補助金を申請した団体のうち7団体が新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を中止したことなどにより減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄4、男女共同参画経費4万4,000円の減額につきましては、需用費、委託料、それぞれ事業実施後の不用額について減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

説明欄5の高齢者等ごみ出し支援事業85万5,000円の減額につきましては、本年度、事業を開始するに当たり想定した利用世帯数よりも実際の利用世帯数が少なかったため減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

14目諸費、説明欄4の生理の貧困事業30万円の減額につきましては、現在の生理用品の在庫数から、これまでの使用実績数と災害時でも使用可能な量を確保することを踏まえまして本年度必要数を購入したため、不用額として減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 長島企画調整課長。

○企画調整課長（長島正昭君） 続きまして、企画調整課所管になります。

15目特定事業推進費、説明欄2、合併特例推進事業につきましては、10節需用費、12節委託料において、事業確定に伴い合計83万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次の説明欄3、地方創生推進事業につきましても同様に、1節報酬、8節旅費、12節委託料につきまして事業確定による減額となっており、合計12万円の減額補正をお願いするものであります。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 島田税務課長。

○税務課長（島田視一君） 続きまして、税務課所管についてご説明いたします。

29ページの下段をご覧ください。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、説明欄3の税務事務費は406万円の減額でございます。減額理由は、18節の環境性能割徴収取扱業務交付金につきましては、県に支払う軽自動車税環境性能割徴収取扱費が当初見込額よりも少なかったことにより6万円を減額するものでございます。

次の22節の過誤納還付金につきましては、市税の還付発生件数が少なく済んだことにより400万円を減額するものでございます。

続きまして、その下になります。

2目賦課徴収費、説明欄1の賦課事務費は230万8,000円の減額でございます。ここに記載しております3つの委託料は、いずれも固定資産税の賦課事務において、土地評価関係の専門業者及び不動産鑑定士等に例年業務委託しているものでございます。今回、いずれも契約金額が当初見積りよりも低い額となったため、不用額として減額するものでございます。

税務課所管は以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 中村収納課長。

○収納課長（中村理佳君） 続きまして、同じく30ページ、収納課所管、徴収事務費につきましてご説明いたします。

説明欄2、徴収事務費につきましては、86万3,000円の減額をお願いするものでございます。役務費80万9,000円の減額につきましては、通信運搬費、手数料ともに当初の見込額を下回るため、不用額として減額するものでございます。

次に、委託料につきましては、収納事務電算処理業務委託料の収納データの取り込み処理件数が当初見込みを下回ることとなるため80万円の減額、同じく臨時的経費となります委託料で、令和5年から全国統一で地方税の納付書にQRコードをつけることが国の方針で決定したことによる納付書様式変更に伴うシステム改修費用の94万6,000円を予算計上し、合わせまして14万6,000円の増額となるものでございます。

さらに、当初見込額を下回る不用額といたしまして不動産鑑定業務委託料20万円を減額し、委託料全体としまして5万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 宏君） 続きまして、市民課所管についてご説明いたします。

30ページの下段をご覧ください。

2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、2戸籍住民基本台帳事務費につきましては、166万円の減額補正をお願いするものでございます。内訳でございますが、8節旅費1万4,000円につきましては、新型コロナウイルスの影響により予定していましたシステム確認試験が中止により、減額するものでございます。

続きまして、31ページをご覧ください。

12節委託料の戸籍システム改修につきましては、額確定により113万7,000円の減額をするものでございます。

18節負担金につきましては、1月1日現在の人口が5万人未満になったため負担金の変更があり、50万9,000円減額するものでございます。

3旅券発行業務経費の10節需用費につきましては、新型コロナウイルスの影響によりパスポートの申請件数の減少による印紙証紙代の905万円の減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 高野総務課長。

○総務課長（高野雄司君） 同じく31ページの中段からでございます。

4項選挙費、3目諸選挙費でございます。

初めに、説明欄1でございます。参議院議員通常選挙経費につきましては、419万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。令和4年7月10日に執行されました参議院議員選挙の額の確定に伴います各種経費につきまして、減額をお願いするものでございます。

次に、32ページにかけてでございますけれども、2の県議会議員選挙の経費につきましては、389万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。令和4年12月11日に執行されました茨城県議会議員選挙経費の額の確定に伴います、こちらも各種経費の減額をお願いするものでございます。

次に、33ページにかけまして、4の市長選挙・市議会議員補欠選挙及び県議会議員補欠選挙経費につきましては、1,527万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。こちらは令和4年4月24日に執行されました小美玉市長選挙、小美玉市議会議員補欠選挙及び茨城県議会議員の補欠選挙経費の額の確定に伴います、こちらも各種経費の減額をお願いする

ものでございます。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 長島企画調整課長。

○企画調整課長（長島正昭君） 続きまして、企画調整課所管になります。

33ページ中段をご覧ください。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、説明欄2、統計調査事務費では、7節報償費、11節役務費につきまして、事業確定による減額として合計3万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次の2目指定統計費、説明欄3、経済センサス調査区管理費1万1,000円の減、並びに34ページ、説明欄4、就業構造基本調査費18万3,000円の減、説明欄5、住宅土地統計調査費1万6,000円の減につきましては、いずれも事業確定による減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 朝比奈環境課長。

○環境課長（朝比奈公俊君） 続きまして、環境課所管の補正予算をご説明させていただきます。

46ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費でございます。

まず、説明欄2、環境衛生事務費の1節報酬の環境審議会委員報酬21万円ですが、実績見込みに伴う減額でございます。

続きまして、11節役務費の官報掲載料1万3,000円でございますが、行旅死亡人のうち1名が不法入国者であったことから死亡人の身元が不明のため、行旅病人及び行旅死亡人取扱法第9条に基づき、官報への掲載を行うものでございます。

なお、死亡人の所持していたパスポートの戸籍はスリランカであったため、現在、スリランカ大使館に身元確認と親族調査を依頼してございます。また、行旅死亡人の取扱いに要した費用は、小美玉市行旅病人及び行旅死亡人取扱規則の規定により、歳入予算14ページ、17款県支出金、1項県負担金、1目社会福祉費負担金のうち行旅病死者取扱負担金として同額の1万3,000円をお願いしてございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金、湖北水道企業団負担金30万1,000円の増でございますが、湖北水道企業団職員の児童手当に要する費用でございます。

次に、説明欄 3、環境保全美化推進事業でございますが、花いっぱい運動の配布数量の実績に伴い、10節需用費の消耗品費23万円を減額するものでございます。

続きまして、説明欄 4、空き地雑草除去事業の11節郵便料 7万4,000円、及び12節空地雑草委託料80万円でございますが、事業費確定に伴う減額に併せ、財源内訳の補正をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄 8、空家対策推進事業の 1 節報酬でございますが、空家等対策協議会の開催実績に伴い、5万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、6 目公害対策費でございますが、自動車騒音測定業務の実績額の確定により、12節委託料53万6,000円を減額するものでございます。今年度は常磐自動車道を調査してございます。

次に、1 節報酬のゴルフ場環境保護調査員報酬ですが、実績額の確定により報酬 1 万円を減額するものでございます。

続きまして、4 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費、説明欄 2、ごみ処理対策経費でございますが、1 節報酬の廃棄物減量等推進審議会委員報酬 2 万円、12節委託料の一般ごみ収集運搬委託料 9 万7,000円、12節グラウンド維持管理委託料31万9,000円、13節仮設トイレ借上料 3 万6,000円、22節償還金利子及び割引料の過誤納還付金 7 万円、26節公課費の汚染負荷量賦課金6,000円でございますが、実績額の確定に伴い、所要の額を減額するものでございます。

続きまして、2 目塵芥処理費、1 ごみ処理施設一部事務組合負担経費でございますが、8,384万8,000円の減額でございます。

48ページをお開きください。

まず、霞台厚生施設組合負担金3,244万円の減額でございますが、ごみ処理施設の広域化に伴うスケールメリットにより、主に売電収入の増額や焼却施設の維持管理経費等が削減されたことによるものでございます。

続きまして、広域ごみ処理施設建設負担金5,140万8,000円の減額でございますが、茨城美野里クリーンセンターごみ焼却施設解体工事の契約による減額でございます。

なお、当該工事では、煙突や工場棟などのダイオキシン類の除染やアスベストの除去等に日数を要してしまい、令和 4 年度分の工場棟部分の解体工事が完了しないことから事業費の一部を翌年度に繰り越す必要が生じたため、7 ページの繰越明許費7,310万5,000円と併せ

てお願いするものでございます。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 山口財政課長。

○財政課長（山口恵一君） 財政課所管分となります。

70ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、2目減債基金費、1減債基金費で7万5,000円の補正増。利子分を積立てするものでございます。同じく3目、1公共施設整備基金費で207万8,000円の補正減。理由としまして、主に地域食材供給施設使用料の収入減によるものでございます。同じく13目、1合併振興基金費で18万円の補正減。利子見込み減によるものでございます。以上です。

○副委員長（香取憲一君） 朝比奈環境課長。

○環境課長（朝比奈公俊君） 続きまして、環境課所管の補正予算をご説明させていただきます。

同じく70ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、10目幡谷浩史環境福祉整備基金費、1幡谷浩史環境福祉整備基金費の24節幡谷浩史環境福祉整備基金積立金ですが、今年度も年金相当分の240万6,000円の寄附を頂いたことから増額するものでございます。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 長島企画調整課長。

○企画調整課長（長島正昭君） 続きまして、同じく70ページ、12目ふるさと応援基金費、説明欄1、ふるさと応援基金費につきましては、ふるさと応援に対する指定寄附金の歳入増額に伴い6,000万円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 続いての説明、お願いします。

○副委員長（香取憲一君） 山口財政課長。

○財政課長（山口恵一君） すみません、先ほどまとめて説明してしまいました。

13目合併振興基金費でございます。18万円の補正減ということで、利子見込み減によるものでございます。失礼しました。

○副委員長（香取憲一君） 高野総務課長。

○総務課長（高野雄司君） 次に、71ページの一番下の段から72ページにかけてでございま



す。

19目の説明欄の1でございます。公共用バス整備基金費で600万円の補正増でございます。歳入における特定防衛施設周辺整備調整交付金、こちらを原資に積立てを行うものでございます。

以上が総務常任委員会所管の補正の内容でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○副委員長（香取憲一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

真家委員。

○2番（真家 功君） 何点か質問させていただきます。

まず、6ページ、継続費について伺います。

継続費、美野里中学校体育館関係で令和4年度から6年度の継続費となっておりますが、年割額が4年度と6年度だけで、令和5年度の年割額がゼロとなっておりますが、この理由をお願いしたいと思います。

○副委員長（香取憲一君） 山口財政課長。

○財政課長（山口恵一君） 文教福祉のほうで説明があると思いますけれども、一応こちらでお答えをさせていただきます。

○財政課長（山口恵一君） 一応は把握しておりますので。

○副委員長（香取憲一君） 山口財政課長。

○財政課長（山口恵一君） 分かる範囲でお答えさせていただきます。

こちら、国の交付金のほうを活用しております、学校施設環境改善交付金というものを活用してございまして、こちらは令和4年度に予算化されたものでございますけれども、令和4年度に予算化されましたが繰越しがございまして、令和5年度に繰り越したということで、数字としては令和4年度に残っておりますが事業としては令和5年度に行うというような形で、設定としては令和4年、5年、6年というふうな形になったというところでございます。それで、令和5年度はゼロ円ということです。

以上です。

○副委員長（香取憲一君） 真家委員。

○2番（真家 功君） 了解しました。

続きまして、19ページの市債の件でお願いします。

補正額が増額補正ということになっていますが、一般的に3月だと起債額の額の決定による減額が多いと思うんですが、この教育債の補正の理由というのは何か、事業費が増額になったための起債とかそういうふうなものか、その理由をお願いしたいと思います。

○副委員長（香取憲一君） 山口財政課長。

○財政課長（山口恵一君） まず、一番上の学校施設建設整備事業債につきましては、元気っ子幼稚園のものになりますが、こちらは交付税措置を最初充てておったんですが、義務教育学校ではないということで交付税措置から外した関係で減額となっております。

2つ目の学校体育館改修整備事業債につきましては、美野里中学校体育館のものになりまして、美野里中学校体育館長寿命化改修工事の増に伴うものとなっております。

あと、石綿対策事業債であります教育施設石綿対策事業債につきましては、堅倉幼稚園の解体工事に伴う増額となっております。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 真家委員。

○2番（真家 功君） 私が質問しているのは、一般的に年度末だと減額補正というのが一般的だと思うんですが、3月に補正、やっぱり額が増になっているんですかね。契約変更とか何かあったんですかね。財源を増やしているわけですよね。

○副委員長（香取憲一君） 山口財政課長。

○財政課長（山口恵一君） こちらは継続費となる美野里中学の体育館の計上によるものというものになります。石綿対策の起債が活用できる見込みのためというものです。

○副委員長（香取憲一君） 真家委員。

○2番（真家 功君） あともう一点だけ。

ちょっと探せないんですが、高齢者ごみ出し支援事業で減額になっておりますが、当初、高齢者のごみ出しがある程度あるのかなという想定をされたと思うんですが、実際に何件ぐらいあったんでしょうね。

○副委員長（香取憲一君） 安彦市民協働課長。

○市民協働課長（安彦晴美君） 高齢者等ごみ出し支援につきましては、今年度、令和4年度から開始した事業でございます。現在実施していただいている行政区は6行政区で実施していただいております。

利用世帯数ですけれども、全部で14世帯の方が利用されておまして、協力者数としては

23名の方にごみ出し支援の協力をいただいている状況でございます。

○副委員長（香取憲一君） 真家委員。

○2番（真家 功君） 分かりました。了解しました。

○副委員長（香取憲一君） ほかにございませんか。

戸田委員。

○1番（戸田見良君） 昨年なんです、昨年の繰越明許費の、7ページなんです、7ページのところの第3表ということで、繰越明許費の補正ということで追加で出ているんですが、昨年、この事業名、金額の後に繰越した事由について昨年は用意してくださって、一応明確に事業費の繰越しをするための部分は記載してくださったんですが、できれば今年も各事業の繰越明許費の事由についても記載していただけるとありがたいと思います。それを要望でお願いします。

○副委員長（香取憲一君） 山口財政課長。

○財政課長（山口恵一君） 繰越しの事由でございますが、別表で提出はしているところでございます。

○副委員長（香取憲一君） 戸田委員。

○1番（戸田見良君） 場所は何ページになりますか。

○副委員長（香取憲一君） 山口財政課長。

○財政課長（山口恵一君） 本会議のフォルダーのほうに入っているようでございます。

○副委員長（香取憲一君） 戸田委員。

○1番（戸田見良君） 昨年は総務常任委員会の中の令和4年の3月のものの中に説明書きを一緒に入れてくれたのでその中で分かったんですが、場所が本会議のほうの中に入れていくということでよろしいですか、そちらで。はい。分かりました。

○副委員長（香取憲一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） では、ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第12号 令和4年度小美玉市一般会計補正予算（第11号）総務常任委員会所管について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第17号 令和4年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

朝比奈環境課長。

○環境課長（朝比奈公俊君） 続きまして、議案第17号 令和4年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

予算の概要でございますが、歳入歳出それぞれ799万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,207万8,000円といたします。

続いて、3ページをお願いいたします。

霊園排水工事の起債の借入額の変更に伴い、1,830万円に減額するものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

最初に、歳入予算についてご説明いたします。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料、1節霊園使用料227万6,000円の減額となります。減額の理由でございますが、新規の申込みが24区画であったことによるものでございます。

続きまして、1款使用料及び手数料、2項手数料、1目衛生手数料、1節霊園管理手数料、ですが、こちらは継続と新規、あわせて1,830区画の実績がございましたが、不足額の2万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、4款市債、1項市債、1目霊園債、1節霊園事業債でございますが、霊園排水工事の契約に伴い、起債の借入額を減額したことに伴い、570万円を減額するものでございます。

続きまして、歳出予算をご説明いたします。

1 款霊園事業費、1 項霊園施設管理費、1 目霊園施設管理費、1、市営霊園管理事業のうち12節委託料でございますが、霊園構内除草委託料の実績に伴い14万3,000円を減額するものでございます。

続きまして、14節工事請負費ですが、霊園排水工事の契約に伴い567万円を減額するものでございます。

続きまして、24節積立金でございますが、霊園排水工事の財源更正に伴い、霊園整備基金積立金を218万4,000円減額するものでございます。あわせまして、財源内訳の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○副委員長（香取憲一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第17号 令和4年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第3号）について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

植田秘書政策課長。

○秘書政策課長（植田賢一君） 議案第30号 公の施設の広域利用に関する協議についてご説

明させていただきます。

提案理由としては、小美玉市と石岡市、かすみがうら市、行方市及び茨城町との間において実施します公の施設の広域利用について、このたび行方市より対象施設1件の追加依頼があったため、現行の協定を廃止し、別紙のとおり、改めて本年4月1日を施行日とする協定を定めることについて協議をするため、本案を提出するものでございます。

対象施設の変更内容につきましては、協定書の別表2ページ目をご覧ください。

行方市玉造運動場のうち榎本スポーツ交流センター、こちらが新たに追加をされる施設となります。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（香取憲一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第30号 公の施設の広域利用に関する協議について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

次に、その他に入ります。

委員の皆さんから、その他の件で何かあればお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） 執行部の皆さんのほうから、その他の件で何かあればお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○副委員長（香取憲一君） ないようですので、執行部の皆さんの退席をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） では、ここで、この後は議会案件となりますので、執行部の皆様は退席のほうをお願い申し上げます。ありがとうございました。

〔執行部退席〕

○副委員長（香取憲一君） 審議のほう、お疲れさまでございました。

続いて、その他の議会案件のほうなんですけれども、まず1番目なんですけど、議会報告会について、これ、議会報告会は資料掲載という形になりますが、今定例会の付託議案や所管事項の中で、今年の議会報告会資料掲載のほうに報告したほうが良いと思うものがあればこの場でお伺いしたいと思います。

〔「特にありません」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） では、よろしいですかね。

では、ご意見ないようですので、委員会として報告すべきところがございますので、またちょっと委員長のほうと取りまとめまして検討してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

〔「お願いします」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） それから、2番目の行政視察研修報告についてでございます。

こちらにつきましては、スマートディスカッションのほうにも各報告のほうを入力して送っていただいておりますので、ご確認をいただけたらなと思いますが、報告書のおとりまとめしておりますが、内容についてご報告をいただきまして、何か足りないところとか修正を加えるところがございますたら何なりと報告のほうをお願いしたいと思います。

特にご覧になられたところで修正箇所とかありましたでしょうか。ありましたら遠慮なさらずに言っていただいて。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） なければ、この内容で議長に報告書を提出いたしたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副委員長（香取憲一君） 本日は、私、皆様のご協力をもちまして何とかできました。ありがとうございました。ないようですので、本日の審議及び協議は全て終了いたしました。



◎閉会の宣告

○副委員長（香取憲一君） これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。  
本当にご苦労さまでございました。

午後 12 時 02 分 閉会